

余市町 低炭素建築物新築等計画 認定申請等手数料

(平成 25 年 4 月施行)

都市の低炭素化の促進に関する法律(以下、「法」という。)に定める低炭素建築物新築等計画の認定申請等の手数料は、次のとおりとなります。

1. 法第53条第1項に係る認定申請手数料

法第55条第1項に係る変更認定申請手数料(工事着手予定時期、工事完了予定時期の変更を除く)

【ア 住戸単位の申請の場合】

認定申請する住宅の戸数	手数料(変更認定申請も同額)
1戸	5,600 円
2戸以上5戸以内	10,000 円
6戸以上	17,000 円

※ 余市町は限定特定行政庁ですので、100㎡を超える「共同住宅」は認定対象外となります。

【手数料計算例】

(1)6戸建て長屋の全住戸(6戸)の認定申請をする場合

17,000(円/棟)

(2)6戸建て長屋の4戸のみ認定申請をする場合

10,000(円/棟)

【イ 非住宅建築物の申請の場合】

延べ面積	手数料(変更認定申請も同額)
300㎡以内のもの	10,000 円
300㎡を超えるもの	29,000 円

【手数料計算例】

・ 6戸建て長屋併用店舗(店舗面積 80㎡)の場合

(1)全住戸(6戸)と建築物全体の認定申請をする場合

17,000円(6戸)+10,000円(80㎡)=27,000円

(2)建築物全体のみの認定申請をする場合

17,000円+10,000円=27,000円

※住戸単位の申請が無くても建物全体の審査を行うため、全住戸の申請手数料も必要となり、(1)と同額となる。

2. 法第55条第1項に係る変更認定申請手数料(工事着手予定時期、工事完了予定時期の変更)

変更の単位	手数料
1戸又は1棟につき	770 円

3. 法第54条第2項に係る申し出をする場合

上記手数料のほか、建築基準法に定める建築確認申請等に要する手数料の額を加算します。